

企業版

Yosano Town

与謝野町

ふるさと納税



田園風景と日本三景天橋立を望む豊かな自然
懐かしい情景を紡ぐまち、京都府与謝野町
企業のチカラを与謝野のミライに

企業版ふるさと納税について

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、個人を対象とする「ふるさと納税制度」とは別に、企業を対象とした制度として2016年に創設され、企業様が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取組を応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

■ 制度の概要

企業版ふるさと納税は、内閣府が認定した与謝野町の地方創生の取組に対し、企業様が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除を受けられる制度です。

2020年4月の改正により、これまでの寄附額の損金算入措置（約3割）に加え、最大で寄附額の約9割の法人事業税・法人住民税および法人税が控除されるようになり、実質的な企業様負担は約1割で与謝野町の地方創生の取組を応援していただけるようになりました。

寄附額の税額控除（2020年4月改正後）



税目ごとの 特例措置

- ・法人住民税：寄附額の4割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- ・法人税：法人住民税控除額が上限に達しない場合、寄附額の4割相当額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額10%、法人税額5%が上限）
- ・法人事業税：寄附額の2割を税額控除（法人事業税額の20%が上限）

■ 企業様のメリット

内閣府が認定した「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」が寄附対象事業となるため、寄附目的が明確であり、企業様による取組が持続可能な社会の実現や、SDGs達成に寄与することを多くの方に知っていただくCSR活動の機会になります。

社会貢献

地方創生に取り組む自治体を応援する
企業であることがPRできます

パートナー
シップ

地方創生に取り組む関係団体と
協力体制が構築できます

新事業展開

地方創生に取り組む自治体の
地域資源を生かし事業の拡大を図れます

1 一人ひとりが個性を活かし安心して働ける まちの実現事業

起業事業拡大・事業承継等への支援、自然循環農業の推進、織物産地維持への支援 等

2 地元を誇りに想い人の流れを生む まちの実現事業

関係人口の創出・拡大、観光コンテンツ開発の支援、移住者等への支援体制の強化 等

3 みんなが自分らしく幸せに生きる まちの実現事業

健康・福祉を支える人財の育成・確保、地域医療体制の確保、充実 等

4 つながりで笑顔を未来につむぐ まちの実現事業

母子の健康づくりの推進、幼児教育・保育サービスの充実、交流の場づくりの推進 等

5 魅力ある教育が活力ある人や地域を創る まちの実現事業

与謝野町に誇りを持てる子どもたちの育成、質の高い教育による学力の充実・向上 等

6 美しくて住みやすい安心安全な まちの実現事業

廃棄物の抑制・再資源化の推進、治山治水対策の推進、利用しやすい公共交通の確保 等

7 住民が主人公となるまちの実現事業

地域人財の育成、デジタル社会の実現、まちづくりへの参画機会の充実 等

与謝野町では、企業様の活力と「豊かな自然による懐かしい田園風景」や「長く息づくものづくり」などが掛け合わされることで様々な化学反応が生まれ、技術や文化を新たなフェーズへと導く可能性を育んでいくと考えています。企業版ふるさと納税により、企業様の強みや資源を活用することで、与謝野町を未来につなげる地方創生の様々なステークホルダーに、企業様の誇れるチカラをご紹介します。

掲載の事業以外にも、各プロジェクトには密接に関係する事業があります。また、企業様からのご提案に基づき、推進させることが出来る新たな公共サービスや取り組みもあると考えています。

与謝野町の地方創生のさらなる推進を図るため、与謝野町では企業様からのご寄附、ご提案を随時募集しています。企業版ふるさと納税を活用し、与謝野町へのご支援をご検討いただける企業様のご連絡をお待ちしています。

【寄附手続きの流れ】

手続き	内 容
(1) 寄附金の申出	寄附をお申込みされる企業様は、「寄附申出書」を与謝野町までご提出ください。▶与謝野町企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）
(2) 寄附金納付のお願い	与謝野町から企業様へ寄附金の納付をご依頼します。 ※ 寄附金の納付は、10万円以上で、対象となる事業の実施に要する費用の範囲内です。
(3) 寄附金の納付	企業様からの寄附金の納付 ※ 納付方法は、「納付書による納付」又は「銀行振込」です。
(4) 領収書の交付	与謝野町が寄附金を受領したことを証明する「受領証」を企業様にお送りします。
(5) 税の申告手続き	企業様において、地方公共団体や税務署に対して地方創生応援税制の適用がある旨を申告してください。

The promise for our future

制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されています。
※ 禁止例
 - ・ 寄附の見返りとして、補助金を受け取る。
 - ・ 寄附の見返りとして、有利な利率で貸付をしてもらう。など
- 本社が与謝野町内に所在する場合は、本制度の対象となりません。
※ この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。



京都府与謝野町
企画財政課

〒629-2292 京都府与謝郡与謝野町字岩滝1798番地1
TEL: 0772-43-9015 FAX: 0772-46-2851
E-mail: kikakuzaisei@town.yosano.lg.jp

.....
制度の詳細等については、お気軽にお問い合わせください。
.....

Illustration by Keisuke NISHIMURA



与謝野町公式Facebook



与謝野町公式Instagram